

○参考2 学校図書館司書教諭資格の取得について

(1) 学校図書館司書教諭について

学校図書館司書教諭は、学校図書館法第5条第1項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、学校に置かれるものです。

(2) 学校図書館司書教諭資格取得に要する科目について

学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、下記の表に記載する5科目10単位を修得してください。

| 文部科学省令で定める科目 | 単位数 | 左の科目に該当する本学部の授業科目 | 単位数 | 履修年次 |
|--------------|-----|-------------------|-----|------|
| 学校経営と学校図書館 | 2 | 学校経営と学校図書館 | 2 | 3～ |
| 学校図書館メディアの構成 | 2 | 学校図書館メディアの構成 | 2 | 3～ |
| 学習指導と学校図書館 | 2 | 学習指導と学校図書館 | 2 | 3～ |
| 読書と豊かな人間性 | 2 | 読書と人間形成 | 2 | 3～ |
| 情報メディアの活用 | 2 | 情報メディアの活用 | 2 | 3～ |

(3) 履修について

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校、若しくは特別支援学校の教諭の免許状を取得見込みの者です。

(4) 資格取得までの流れ

4年次の1月

○申請書類提出

卒業後10月頃

○「学校図書館司書教諭講習修了者名簿」に登録されます。

（実際に講習に参加する必要はありません。）

卒業後1年目の3月末～

○各申請者に修了証書を送付 （この時点で資格取得になります。）

4月初め頃